

令和 7・8 年度神戸市介護テクノロジー
導入促進プロジェクト運營業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第 5 項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	（総額） 〇〇円 （うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円） 【内訳】 ・令和 7 年度：〇〇円 検査終了後に支払 （うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円） ・令和 8 年度：〇〇円 検査終了後に支払 （うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円） ただし、消費税率の改定があった場合はその税率に従う。 また各年度委託料の1/2を上限に、令和 7 年度においては令和7年10月1日以降、令和 8 年度においては令和8年10月1日以降、乙の請求に基づき概算払いできるものとする。
精算を行う場合の方法	概算払いを行った場合は第 6 項のとおり
2 契約保証金（第 3 条関係）	（例）神戸市契約規則第25条第 6 号により免除
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	債務負担行為
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第 3 項、第 5 項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	（精算） 第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに、別紙精算報告書を甲に提出しなければならない。 2 甲は、前項により乙から精算報告書の提出を受けた場合、第 4 条に基づき検査し、精算を行う。 3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。
7 担保期間（第13条）	なし

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 企画調整局長 ○○ ○○ 印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。